

裁判所侮辱とインド司法

浅野 宜之

2020年8月31日、インド最高裁は上級弁護士プラシャント・ブーシャン (Prashant Bhushan) に対して、裁判所侮辱の罪により、罰金1ルピーまたは禁錮3か月の刑を言い渡した。この事例はブーシャンが著名な弁護士であったことなどから話題となり、新聞、週刊誌などで報道されたものである。

本稿では、現代のインド司法を考察するに当たり「裁判所侮辱」を取り上げる。これは、インド政治を考察するにあたり、司法院の位置づけは無視しえないものといえることができるためであり、その切り口としてこの問題を考察するものである。

まず、インドにおける裁判所侮辱の現状について、法令及び法律委員会の報告から概観する。つづいて、今回のブーシャン事件について判決および宣誓供述書を取り上げ、これが現代インド司法においていかなる問題を提起しているのかを考察する。

1 裁判所侮辱とは

裁判所侮辱 (Contempt of Court) とは、ジェームズによれば「裁判の適正な運営にとっておそらく不可欠なもの」とされている。伝統的に「民事的裁判所侮辱」と「刑事的裁判所侮辱」に分かれ、また、議会侮辱も含んでいるとされる¹⁾。また、『英米法律語辞典』によれば、裁判所侮辱とは「裁判所の権威を無視し、傷つけ、司法の運営を妨げること；過去の行為に対して制裁をする刑事的侮辱と裁判所の命令に従わせるために間接強制をする民事的侮辱に分けられる」と説明されている²⁾。さらに『英米法事典』ではより詳しく、

「裁判所の権威を傷つけまたは裁判所による司法の運営を害する行為。裁判所の命じたことが実行されるようにすることを目的とする間接強制の手段としての場合を civil contempt (民事的裁判所侮辱) といい、すでになされた行為に対する制裁のみを目的とする場合を criminal contempt (刑事的裁判所侮辱) という。制裁手段は、拘禁と制裁金である。伝統的には、この制裁は、当該事件の審理に当たっている裁判官が職権で科しうるものとされ、制裁の程度も当該裁判官の裁量に任ざられて

1) ジェームズ、フィリップ (矢頭敏也監訳) 『イギリス法 (上) 序論・公法』 (三省堂・1985年) 200頁

2) 『英米法律語事典』 研究社 (ソフトウェア版)

いたが、近年これに制限を設ける法域が増えてきた。とくに、法廷内またはそれに近接した場所以外で行われた行為に対して criminal contempt の制裁を科すには、(軽微な制裁以外は) 検察官の訴追を要するものとし、かつ制裁の最高限が法定される例が多く見られるようになった。」としている³⁾。

上述の民事的裁判所侮辱は、ジェームズによれば「差止命令に従うことを拒否することによって、裁判所の命令に服従しないことによって成立する」もので、「専門的には刑事犯罪ではない」ものの、「服従するようにし又は過去の不服従に対し処罰することを目的とするもの」とされる⁴⁾。これに対し、「刑事的裁判所侮辱」は、さまざまな形態をとるもので、「秩序だったやり方で、適切でない圧力を受けることなく進められる」司法制度を維持することが目的とされ、法廷内でのデモンストレーション、裁判官に対しての暴力など明らかに法廷の秩序、ひいては訴訟の手続きを妨害する行為がこれに当たる。さらに、「刑事訴訟や民事訴訟の判決内容やその指揮に対して影響を及ぼすおそれのある事柄を公表する」というような形態も一例として挙げられている⁵⁾。また、「新聞による裁判」と表現されているものもそのひとつであるとされ、具体的には新聞が伝聞による有罪の自白や、採用しえない証拠を公表したり、審理を待つ者の有罪・無罪を論じたりする場合などが挙げられているが、このケースにおいては「公平な裁判への要求と自由な出版への要求」、すなわち「法廷または司法の秩序維持と表現の自由」との相克ということができる。

また、裁判所侮辱は特定の事件についてのみならず、裁判官に対しての非難もまた「裁判所を中傷している」として裁判所侮辱に当たるとされている。本報告で取り上げる事例もこれに該当するということができよう。

なお、イギリスでは1974年のフィルモア委員会報告にみられるように、裁判所侮辱に関する法の適用範囲を限定する方向への動きが強まったとされる。その後ジェームズによれば結論は1978年の『裁判所侮辱』というタイトルの政府文書が公刊されたことによって先送りされ、結果的に1981年に裁判所侮辱法が制定された。この1981年裁判所侮辱法は、「裁判所侮辱に関する判例法の一部を制定法化するとともに関連する既存の制定法の一部を改正し、統一を図ったもの」とされる。このなかで、刑事的裁判所侮辱のうちの法定外における裁判所侮辱行為でパブリケーションに関わるものについて厳格責任を課し、裁判所侮辱となる要件を明確にしたことや、抗弁事由の規定、陪審の評議内容の開示や法廷内での録音などが裁判所侮辱に該当することなどが規定されたとしている⁶⁾。

このように、裁判所侮辱に関してインドが近代的法制度を移入したイギリスにおいても様々な動きがみられた。それでは、インドにおいて裁判所侮辱はいかなるかたちで適用されてきたのか、概要をみておきたい。

3) 『英米法事典』東京大学出版会(ソフトウェア版)

4) ジェームズ前掲、200頁

5) 同上、201頁

6) 法務大臣官房司法法制調査部『イギリス最高法院法・イギリス裁判所侮辱法』法曹会 3-8頁

2 インドにおける裁判所侮辱

インド憲法ではその第129条で「最高裁判所は記録裁判所⁷⁾として裁判所侮辱の処罰権を含む記録裁判所としてのすべての権限を有する」とし、また、高等裁判所についても同じ文言にて第215条で規定を設けている。そして、具体的に裁判所侮辱について規定している法律が1971年裁判所侮辱法 (The Contempt of Court Act, 1971)⁸⁾である。全24条からなる決して長いとはいえない法律で、1952年裁判所侮辱法におきかわるかたちで制定されたものである。

インドで初めて裁判所侮辱に関する法律が制定されたのは1926年のことである。しかしこの1926年裁判所侮辱法は高裁に所轄する下級裁判所を含む裁判所侮辱罪の管轄権があることと、裁判所侮辱に対しての刑罰について定めている全3条のものであった。これは、所轄する下級裁判所について高等法院は管轄権を有するか否かについて意見が分かれていたことによる。また、独立後の1952年に制定された裁判所侮辱法も高裁の管轄権および量刑について定めているのみであり、全6条の短い法律であった。その後1961年に設置されたサンヤル委員会により裁判所侮辱に係る手続き等について勧告が提出され、これによって新たに制定されたのが前述の1971年法である⁹⁾。

(1) 1971年法

1971年法は、「裁判所侮辱を処罰する特定の裁判所の権限について定義および制限し、並びにこれに係る手続きを規定する」ことを目的とした法律である。全24条からなる法律で、第1条は法律名および適用領域、第2条が定義となっており、第3条から第9条は裁判所侮辱に該当するかどうかについての実体的規定、第10条および第11条は高等裁判所の権限、第12条および第13条は罰則に関わる規定、第14条から第23条は上訴、出訴期限なども含めた手続規定、第24条は旧法の廃止規定である。

第2条において、裁判所侮辱についての定義がなされている。まず裁判所侮辱は民事的裁判所侮辱と刑事的裁判所侮辱からなるとしたうえで、「民事的裁判所侮辱」は「いかなる判決、決定、指令、命令、令状、もしくはその他の裁判所における過程に対する故意による不服従または裁判所に対する故意による不履行」を言うとしている。「刑事的裁判所侮辱」は、「(言葉、発言、もしくは文章、もしくははしぐさ、もしくは可視的表示またはその他の) もしくはその他のいかなる発表またはいかなるその他の行為により」以下の三つに該当するような場合とされている。それは、(i) いかなる裁判所の権威を低め若しくは低めようとし、又はいかなる裁判所について騒動を起こし若しくは起こそうとするもの、(ii) いかなる司法手続きの適正な過程において先入観を抱かせ又は介入し若しくは介入しようとするもの、(iii) いかなる形態において司法の運営に対し介入

7) (正式) 記録裁判所 (court of record) とは、「そこでの record (正式裁判記録) が恒久的に保存され、しかもそこに記されていることが事件の正確な記録とみなされる裁判所。Contempt of court (裁判所侮辱) の制裁を科す権能を有している。」とされる。前掲『英米法辞典』

8) Act No.70 of 1971

9) Report of the Committee on Contempt of Courts, Government of India Press, 1963.

し若しくは介入しようとし、又は妨害するものが挙げられている。

第3条では発行者又は販売者が裁判所侮辱に当たらない例として審理が継続中であることを信じるに足る合理的根拠がない場合や発行時に訴訟が継続中でない場合が挙げられている。第4条では司法手続きについての公正および的確に報じることは裁判所侮辱に該当しないとしており、第5条では司法において審査され決定が出された事例について公正にコメントを行うことは裁判所侮辱には当たらないとしている。第6条では下級裁判所から他の下級裁判所又は高等裁判所に対してなした不服申し立ては裁判所侮辱とならないとしている。第7条は、特定の場合を除き法廷又はインカメラでの審理に関する情報の発行は裁判所侮辱にならないとしている。その例外とは、発行が法令に反している場合、裁判所が明白に審理についての情報の刊行を禁止している場合、国家の治安又は安全保障に関わり法廷又はインカメラにて審理が行われ、その審理に係る情報が刊行される場合、情報が審理における争点となっている業務上の秘密、開示手続、発明に関するものである場合が挙げられている。また、それらの場合でも公正で正確な要約又は全文掲載の場合は、裁判所による明白な禁止がなされない限り、裁判所侮辱にならない。

下級裁判所に対する裁判所侮辱については高等裁判所が管轄権を有し、領域的管轄権の範囲外であっても審問する権限を有する（第10条、第11条）。裁判所侮辱に対する刑罰は6か月以下の禁錮又は2000ルピー以下の罰金又はその併科とされている。ただし、謝罪を裁判所が認めたとき釈放又は刑の減軽がなされうる（第12条1項）。また第13条では、実体的に司法の適正な運営に干渉していない場合や公益によるものである場合は刑を科してはならない旨を規定している。本条については、今回取り上げるブーシャン事件の概観のなかで取り上げる。第14条以下は手続規定であり、第14条は最高裁又は高裁における裁判所侮辱の手続き、第15条は裁判所の管轄についての規定である。第16条は裁判官。マジストレイト、その他司法に関わる者による裁判所侮辱、第17条は受理後の手続きについての規定である。第18条では、15条に定められた事件については2名以上の法廷により審理が行われることなどが規定され、第19条では上訴についての規定が設けられている。そして、第20条では出訴期限、第21条では村法廷などには適用されないこと、第22条では侮辱に関わるその他の法令に追加または補足するものであること、第23条では最高裁および高裁に規則制定権限があることがそれぞれ定められている。

今回の事例は、第2条に定める「刑事的裁判所侮辱」の(i)にいう「裁判所の権威を傷つける行為」にあたとされる。この裁判所侮辱の定義であるが、過去に本法で定める裁判所侮辱について法律委員会において検討されたことがあった。次節でその内容について概観する。

(2) 法律委員会の報告書

2018年2月に法律委員会は第274報告として「裁判所侮辱の再検討」についての報告書を提出している。近年の動きとしてその内容について概要をみておきたい。なお、この報告書は第2条の「故意による判決、決定等に対する不服従」についての検討を諮問されたものである。具体的には、裁判所侮辱を「意図的な判決、決定に対する不服従」に限るかどうか、すなわち民事的裁判所侮辱に制限すべきか否かを検討するものであった。本節では報告書の結論および勧告について

紹介したい。

まず、最高裁の2016年～2017年年次報告書における資料によれば2016年7月から2017年6月の段階で568件の刑事的裁判所侮辱のケースが、96310件の民事的裁判所侮辱のケースが高裁に係属しているように多数であり、最高裁では2018年4月の時点で民事的裁判所侮辱のケースが683件、刑事的裁判所侮辱のケースが15件継続しているとされており、これらの状況と前章までの記載は本法（1971年裁判所侮辱法）の継続的にある妥当性を示しているとともに、法律で規定する裁判所侮辱の定義を変更することは法律の総合的な意義を減殺させ、司法への信頼とその権威を失わせることになるとしている。これについて、イギリスにおける法改正（「法廷を汚す（scandalising the court）」ことが裁判所侮辱の対象から削除）とインドでは状況が異なり、イギリスでは同様の事案に対して他の法律を適用することで対処できるものの、インドでは立法上の空白が生じると指摘している。

また、最高裁および高裁は憲法上の権限として侮辱行為に対しての処罰を行いうることから、「法廷を汚す」行為を裁判所侮辱の対象から除外するとしても、これらの上位裁判所の権限には何ら影響を及ぼさないと述べている。さらに、高裁は下位裁判所に対する侮辱に対して処罰する権限を有していることから、本法における裁判所侮辱の定義を狭めることは下位裁判所に対する「法廷を汚す」行為が増加する可能性があるとともに、それらの侮辱への救済が得られなくなるおそれがあるともしている。さらに、裁判所侮辱の定義を改正することで裁判所がさまざまな定義や解釈を行う機会が増え、その結果明確性が失われるとする、つまり、刑事的裁判所侮辱についての定義がなくなると、裁判所侮辱を構成する要件が明確でなくなるためである。

このほか委員会は、裁判所侮辱の範囲を制限することによって侮辱的な行為に対する抑止力が働きにくくなるとし、それは「裁判所とその権威と機能に対する敬意や畏怖を低下させる可能性がある」と述べている。さらに、同報告において検討している裁判所侮辱の定義は1971年法において導入されたものであり、その立法の目的には裁判所侮辱の定義の曖昧さをなくすことがあったにも関わらず、あらためて裁判所侮辱の定義を狭めることは、同法制定前へと定義を後退させることにつながるとしている。

以上の点を指摘したうえで、裁判所侮辱の定義を改正し、「裁判所の決定や判決に故意に従わない場合」に限定することは、不謹慎な訴訟提起者や弁護士が司法の運営にしばしば関与しようとしている状況を考えると、一般市民の利益にはつながらないと述べ、1971年法の改正は必要ないと結論づけている。

このように、裁判所侮辱についてはその適用をめぐる立法上も議論がなされてきたものであるが、同委員会の報告書でも指摘されたように過去に多くの裁判所侮辱の事案が法廷で取り上げられている。本稿の中心をなすブーシャン事件について検討する前に、これまでいかなる事例が裁判所侮辱として審理されてきたのか、次節において概観する。

(3) これまでの重要な事例

1971年法制定後報道などで取り上げられた裁判所侮辱の事例を数件挙げる。このうち④は民事

的裁判所侮辱にあたるが、それ以外はすべて刑事的裁判所侮辱の事例である。

① 1978年にタイムズ・オブ・インディア紙およびインディアン・エクスプレス紙の編集人がADM Jabalpur 事件判決に対して批判的な論説を掲載したとして訴えられた。この事件は、緊急事態宣言下での人身保護を最高裁が却下したことに関わるものであった¹⁰⁾。最終的にベーク最高裁長官が訴訟の取下げを行い、終結している。

② 1981年に元最高裁判事であるクリシュナ・アイヤール氏が司法のあり方について講演において批判的な発言をしたとしてケーララ高裁において裁判所侮辱の審理が行われたが、無罪とされた¹¹⁾。

③ 2002年、作家のアルンダティ・ロイ氏がナルマダダムに関わる判決を批判し、裁判所の外での抗議活動に参加したことについて最高裁から裁判所侮辱として逮捕された。後に裁判所は謝罪があれば処罰しないとしたが、最終的に1日の拘留および2000ルピーの罰金刑が言い渡されている¹²⁾。

④ 2013年に俳優ラジバル・ヤーダヴ氏およびその妻ラダー・ヤーダヴ氏が債務不履行にからむ訴訟において裁判所への出頭をなさなかったことから裁判所侮辱により10日間の拘留刑が言い渡された¹³⁾。

⑤ 2015年、マドラス高裁のカルナン判事が最高裁に宛ててダリット出身判事の処遇に関わり裁判所侮辱の手続きをとるむね通知した。しかし最高裁は逆にカルナン判事に対し裁判所侮辱の手続きをとり、禁錮6か月の判決を言い渡した¹⁴⁾。

⑥ 2016年、元最高裁判事マルカンデイ・カジュール氏がケーララで発生した女性暴行事件に係る判決に対してSNS上で批判したところ、裁判所侮辱とされたがカジュール氏の謝罪により手続きは終結した¹⁵⁾。

上記のように、これまで様々な裁判所侮辱の事例がみられた。これをふまえて、次項では近年でもっともメディアをにぎわせた裁判所侮辱の事例である、ブーシャン事件について概観する。

10) *ADM Jabalpur v Shivkant Shukla, AIR 1976 SC 1207*

11) Contempt of Court Is Not the Weapon the SC Should Wield To Preserve Its Honour (thewire. in) <https://thewire.in/law/supreme-court-contempt-of-court-respect-constitution-powe>

12) このときの弁護人の一人が、ブーシャン氏の父であるシャンティ・ブーシャン (Shanti Bhusha) 氏である。*Arundhati Roy v. Unknown, AIR 2002 SC1375.*

13) Rajpal Yadav after his jail term: People misused my trust - Movies News indiatoday.in <https://www.indiatoday.in/movies/celebrities/story/rajpal-yadav-after-his-jail-term-people-misused-my-trust-1487628-2019-03-27>

14) <https://www.hindustantimes.com/india-news/supreme-court-finds-justice-cs-karnan-guilty-of-contempt-hands-him-six-month-jail-term/story-ZXj0kxvLbx4Pn9g1GxgXLL.html>

なお、ブーシャン氏は本件については最高裁の判断を支持している。これに対し、今回のブーシャン事件で被告人代理人となったラジーヴ・ダーヴァン上級弁護士は、カルナン判事の主張への支持を示していた。

15) <https://thewire.in/rights/sc-closes-katju-contempt-case-questions-individual-liberty-persist>

3 プーシャン事件 (Prashant Bhushan Case)

本件被告人プラシャント・プーシャン氏（以下プーシャン氏と略）は1956年生まれの弁護士である。父のシャンティ・プーシャン氏はモラルジー・デサーイー政権における法務大臣を務めた著名な弁護士である。プーシャン氏は弁護士として数々の公益訴訟にかかわり、とくに汚職問題について積極的に発言しており、なかには2009年に「過去の最高裁長官には汚職に関与した者がいる」との発言のため、裁判所侮辱の罪で謝罪を求められたことがある。また、一時はAam Admi Party¹⁶⁾の設立に関与するなどした経験もある。

(1) 事件の経緯

以下にプーシャン氏をめぐる今回の事例について時系列的にまとめる。

6月27日 プーシャン氏によるツイート (1)

「将来、歴史家が過去6年間を振り返って、正式な緊急事態がなくてもインドで民主主義がどのように破壊されたかを見ると、彼らは特にこの破壊における最高裁の役割、そして特に最後の4人の最高裁長官の役割に注目するでしょう。」

6月29日 プーシャン氏によるツイート (2)

「最高裁長官（ボブデ長官）は、司法にアクセスするという市民の基本的な権利を否定する最高裁のロックダウンを行っているときに、マスクやヘルメットなしで、ナグプルのBJP¹⁷⁾リーダーに属している州知事の公邸で500万ルピーのオートバイに乗っています」

7月22日

最高裁は、上記の件に関して弁護士が提出した訴状を記録した後、プーシャン氏に対する裁判所侮辱手続きを開始し、彼に通知を送達。

8月5日

プーシャン氏の宣誓供述書提出

8月14日

最高裁は、上記の2つのツイートは「司法に敵対しており」刑事的裁判所侮辱に当たると判断

8月24日

プーシャン氏はその量刑に係る審理において謝罪する意思のないことを主張

8月25日

法務総裁ヴェヌゴパル (K.K. Venugopal) 氏は、プーシャン氏が遺憾の意を表明する場合これにもとづき、最高裁における審理を停止するよう要請

「プーシャン氏は2009年の「最高裁長官が汚職を行っている」との発言について遺憾の意を表明し、

16) 反汚職運動を源とする政党。現在デリー首都圏議会においては議席の過半数を占めており、デリーにおいて政権を担っている。

17) インド人民党 (Bharatiya Janata Party) 2014年以降中央において政権を担当している与党であり、その政策の方針にはヒンドゥー至上主義的色彩を帯びた部分がみられる。

これにより裁判所侮辱の審理が停止された経緯がある。今回もそれと同様にすべきである。」

最高裁はブーシャン氏に対し謝罪の意思を確認するも、ブーシャン氏はこれを拒否

「私のつぶやきは、私が今も持ち続けているこの誠実な信念を表しています。これらの信念を公に表現することは市民として、またこの法廷の忠実なメンバーとしての私の義務に沿ったものであると私は信じています。したがって、条件付きであろうと無条件であろうとこれらの信念を表現したことに対する謝罪は不誠実なものになるでしょう（ブーシャン氏の主張より抄訳¹⁸⁾。」

8月31日

最高裁はブーシャン氏に対し、罰金1ルピーを9月15日までに支払うこと、これをなさなければ、3か月の禁錮および3年間の最高裁における業務停止になる旨の判決

9月1日

ブーシャン氏は罰金1ルピーを納付。

以上の経緯によりブーシャン氏の刑事的裁判所侮辱が確定し、氏は名目的な額である1ルピーという罰金を支払うことで幕を閉じたが、本件は「裁判所侮辱」と「表現の自由」との抵触という点で検討されるべき問題を提起したといえる。それでは、なぜ本件が報道されるような問題となったのか、次項にて概観したい。

(2) 判決の概要

量刑が言い渡された最高裁の8月31日付の判決では、当日までの審理においてなされた主張があらためて検討されている。本節ではその判決の内容を取り上げる。

ダーヴァン上席弁護士は、

「本法廷は、同氏のツイートに対して同氏を叱責すべきではないが、本法廷は、裁判官や司法制度に関する発言をする際に、弁護士や訴訟人が遵守すべき注意事項のガイドラインを定めるべきであると回答した」。(11、以下数字は判決の段落番号)

ブーシャン氏は、有罪判決に目を通したうえで次のような内容のコメントをしている。すなわち、氏は裁判所が動機を表す証拠を提示することなく「悪意のある、卑劣な、計算された攻撃」により有罪としたことに衝撃を受けたとし、また、自らのツイートが「インドの民主主義の重要な柱の基礎を不安定にする」と認めたことについて信じがたいことであるとしたうえで、前述の2つのツイートは自らの信念を表現したものであるとあらためて主張している。つまり、司法が健全に機能するためには国民の監視が必要であり、憲法秩序を守るためにはいかなる制度であっても公然と批判しうることが、民主主義において必要であるとしている。そして、純粋な信念に基づいたツイートについて謝罪することは不誠実であり、また侮蔑的であるとして、「私は慈悲を求めない」とするM.K. ガンディーの言葉を引いて、裁判所による有罪判決および処罰を受け容

18) 上記の法務総裁およびブーシャン氏の主張は *Frontline Web edition*, Sep. 11, 2020 (<https://frontline.thehindu.com/cover-story/when-silence-is-not-the-answer/article32444522.ece>) (2020年10月12日アクセス) をもとにした。

れるというものである (14)。

裁判所は、有罪判決言渡しの後は無条件での謝罪を行うか否か、ブーシャン氏に猶予を与えたが、それに対する回答は前述の時系列的説明に記載したとおり謝罪を拒否するものであった。このなかでブーシャン氏はあらためて、

「最高裁判所は、基本的権利の保護、監視 (watchdog) 機関、そして立憲民主主義そのものにとって、最後の希望の砦であると私は信じている。(インド) 最高裁は、民主主義の世界で最も強力な裁判所と呼ばれ、世界中の裁判所の模範となることが多い。このような困難な時代の今日、インドの人々の希望は、行政府の無制限な支配ではなく、法と憲法の支配を確保することであり、この裁判所に託されている」

としたうえで、裁判所がその輝かしい歴史から逸脱しているとみなしたとき、発言することは司法にかかわる一員としての責務であると述べ、「最高裁や特定の最高裁長官を誹謗中傷するためではなく、建設的な批判を行うことで、憲法の守護者、国民の権利の管理者としての長年の役割からの逸脱を阻止」するためのものであると主張した (16)。

これに対し裁判所は、2006年に改正された1971年法第13条について改めて精査している。この条文は、次のようなものである。

1971年法第13条

効力を有する法律の規定にかかわらず、

(a) 裁判所は、法廷侮辱が司法の正当な過程を実質的に妨害し、または実質的に妨害する傾向があるような性質のものであることを確信しない限り、法廷侮辱に対してこの法律に基づく判決を下してはならない。

(b) 裁判所は、法廷侮辱のためのいかなる手続においても、それが公共の利益にかなうものであり、かつ、当該抗弁を発動するための要求が善意であると確信する場合には、有効な抗弁として真実による正当化を認めることができる。

そして、裁判所は、前述の規定にもとづき、真実を有効な抗弁として考慮するためには、二つの要件があることを示しているとして、第一にその抗弁が公共の利益のためのものであること、および第二に当該抗弁を発するための要求が善意によるものであること、としている (20)。

そのうえで、過去の判例から改正された第13条において「真実」が抗弁の根拠となりうることを示しているとしている。すなわち、

演説や記事、社説などに侮蔑的に見えるものが含まれており、本裁判所または高等裁判所が本法および憲法129条および215条に基づいて手続きを開始するよう求められた場合、裁判所が、それが

故意にまたは悪意を持って裁判所を貶めようとする結果から逃れるためのカムフラージュに過ぎないと判断した場合、または司法の運営を妨害するものであると判断した場合を除き、真実は通常、抗弁として認められるべきであると考え (22)

というものである。

なお、民主主義の破壊に関するツイートについては、判決では深く立ち入らないとしている。そして、わずかなツイートを発端としつつ宣誓供述書では多数の裁判官について言及しておりその主張が真実であることを抗弁の対象とするならば、それは侮辱罪をより増幅させるだけのものなるとしている (27)。また、その抗弁が公益のためのものでもなければ善意のものとも言えず、裁判所の評判を損ねるものであって司法行政の評判を落とすものになるとしている (28)。そして、被告人は法廷の設置ほか数々のケースについて言及しており、それが裁判所に対する中傷になっているとするほか、アヨーディヤーの事例に関しても批判し、裁判所を非難していると述べている (31)。あらためてアヨーディヤー事件についてはことさらに取り上げて言及している点が注目される¹⁹⁾。

そして裁判官の答責性について、裁判官は判決の中で語るべきであって、メディアなどで発言することはできないという行動規範があることを引き、裁判官の尊厳を守るためにも個別の攻撃はなすべきではないとしている。そうすることが、裁判官が客観的なアプローチをとることを保障するとしている。したがって、裁判官に対する敵対的な攻撃は司法に支障をきたすものと述べている (35)。

これに加えて、*C. Ramachandran Iyer v. Justice A. M. Bhattacharjee* ケース²⁰⁾を引いて、司法の独立は法の支配にとって不可欠であり、これは憲法の基本構造であること、そして司法は政治権力のみならずその他の圧力からも自由でなければならないとしている。そのうえで、司法への批判は憲法第19条1項(a)にもとづいて保障されるものではなく、批判が裁判官の誠実さ、能力、公正さに関して国民に不安を与える傾向があるならば、それは裁判所侮辱にあたと示されているとした。また、刑罰について検討するに際しては謝罪のみでは不十分であることなどが挙げられている (37-41)。

また、弁護士としての職責にも言及しており、*Muthukrishnan v. The Registrar General of the High Court of Judicature at Madras*, 事件の判決²¹⁾を引き、弁護士には高い職業倫理が求められることを強調している。これはもちろん、ブーシャン氏が知名度の高い弁護士であることから記述されたものである。

こうした裁判所の記述の中で、目につくのが「政治的な考慮にもとづく」という点である。た

19) アヨーディヤー判決は、ウッタル・プラデーシュ州アヨーディヤーにあるモスク、バーブリー・マスジッドをヒンドゥー教徒が破壊したことに端を発する訴訟の判決を指す。2019年11月に最高裁が判示した内容はヒンドゥー教徒側に有利なものであったという批判もみられた。

20) (1995) 5 SCC 457.

21) (2019) 16 SCC 407

例えばパラグラフ32ではブーシャン氏の主張は「政治的考慮に基づいており……」と評価しており、真実の告発として支持し得ないとしている（32）。また、上述のMuthukrishnan判決からも

弁護士会のメンバーがプレスやメディアにおいて裁判官を直接批判したり、判決に政治的な色付けをして裁判官を侮辱したりすることが一般的になっているが、これはもっとも重大なかたちでの侮辱にほかならない。政治的な問題が裁判所に持ち込まれ、決定されるときは常に、いずれにしても不謹慎な人や弁護人により政治的な疑惑が生じる。こうした行為は司法を中傷するものになり、司法制度に対する民衆の信頼を破壊するものである²²⁾。

という部分を引き、また、同判決の中から公益訴訟の問題点を挙げた部分についても引用している。これは、近年公益訴訟が政治的関係において対立している問題の解決に関わり「悪用」されていることについての指摘である。もっとも、ブーシャン氏が多数の公益訴訟において弁護活動を行ってきたことと無関係ではないと思われる。

そして、法廷の構成についても侮辱に当たりうること、また、司法制度の尊厳を守ることは法曹界と裁判所との双方の義務であることなどを*Kamini Jaiswal vs. Union of India and another*²³⁾を参照して指摘したうえで、宣誓供述書に記載された抗弁は善意であるとも公益のためであるともいえないとし、2つのツイートは組織全体に対する国民の信頼を揺るがすものであり、第2のツイートは最高裁判所が民主主義の破壊に重要な役割を果たしたという印象を与えるとした（50）。そして、発言者は司法制度の一員であり、その制度に義務を負っている者が、当該制度に動揺を与えるようなツイートをするのは期待されていないとし、批判が悪意ある主張に変わり、それにより国民や制度全体の信頼を失う傾向があるならば、そうした批判を見逃すことはできないとしている（51-53）。

判決では続いて報道の自由と司法の独立との問題が検討され、報道により司法プロセスが干渉されるべきではないことを示したうえで、ブーシャン氏が本件について報道機関に声明を発表した事案は司法手続きや公正な判断を阻害するものであると述べている（66）。

最後に裁判所はこれまでに出示された判決を覆すものにはならなかったとしたうえで、他の事件をそのまま適用できるものではない（70-71）こと、制度への公正な批判は歓迎されるべきであること、また、裁判官は歪曲や批判が限界を超えていても過敏になることはできないこと、しかし悪意ある発言は認められないことを示している（85）。そして、法務総裁からの勧めにもかかわらずブーシャン氏自身が謝罪の意を表明しなかったことや本件自体は非常に深刻な問題であることなどから、罰を科することを検討しなければならないとしつつ、寛容さを示すということで罰金1ルピーを言い渡している（87-92）。

22) *ibid.* para 82.

23) (2018) 1 SCC 156

4 インド司法の現状を考察するにあたって：ブーシャン氏の宣誓供述書から

そもそも今回のツイートにあったような内容が裁判所侮辱に当たるのか、という根本的な問題がある。

ブーシャン氏の主張にある「過去6年間、とくに最近の4名の最高裁長官」がインドの民主主義を崩壊させているとの意見について考察してみる。過去6年間とは、BJPが2014年の総選挙で勝利し、政権をとってからの期間を指していることは明らかである。その間に任命された4名の過去の最高裁長官とは、ケーハル長官（Jagdish Singh Khehar: 2017.1.4-2017.8.27）、ミシュラ長官（Dipak Misra: 2017.8.28-2018.10.2）およびゴゴイ長官（Ranjan Gogoi: 2018.10.3-2019.11.17）そしてボブデ現長官（Sharad Arvind Bobde: 2019.11.18-）が該当する。これらの裁判官についてブーシャン氏はその宣誓供述書においてツイートの背景として詳細に記述しているが、前述のとおり裁判所はその内容には深くふれず判断を進めている。しかし、現在司法に対して指摘されている問題点について考察するために、ブーシャン氏が挙げた事例について検討することは一つの方法であると考えられる。本稿ではとくに、上述の最高裁長官任期における司法の問題についてブーシャン氏がいかなる点を問題視したのかを取り上げたい。

宣誓供述書において、まず前提として『民主主義の死に方』²⁴⁾を参照しつつ現在のインドにおいて民主主義が弱体化しており、司法もその中であって組織の弱体化とともに民主主義減退の要因を担っていると指摘する。そして、前述の各裁判官の任期中の問題について、概観している。

(1) ケーハル長官

① サハラ＝ビルラ事件

モディ氏（当時グジャラート州首相）を含む政府高官などに対する贈賄が問題となった事例。宣誓供述書ではケーハル長官らが、収賄側として名前が挙がっていたチョウハン・マディヤ・プラデーシュ州首相（S.S. Chauhan）とともにミシュラ最高裁判事の親族の結婚披露宴に出席していたことが報道で明らかとなった。なお、本件を審理する2名の裁判官による裁判体は、ケーハル長官とミシュラ裁判官で構成されていた。

本件にかかわり、ブーシャン氏は知人らが関与する審理であれば、裁判官として関わるべきではなかったと指摘している。

② カリコ＝プル（Kalikho Pul）・アルナーチャル・プラデーシュ州首相自殺事件

2016年8月に自殺したアルナーチャル・プラデーシュ州首相のカリコ・パルが残した遺書に、最高裁判事による汚職問題が記載されていたといわれる問題がある。プル氏は州首相に選出されたものの最高裁の判決により失職していた。遺書には、その訴訟の前に法廷を構成するケーハル長官の親族から金銭の請求があったと記載されていたとし、問題視している。

24) 邦訳はスティーブン・レビツキー、ダニエル・ジブラット『民主主義の死に方』新潮社 2018年

(2) ミシュラ長官

① 医科大学贈収賄事件

プラサド教育財団による医科大学設置問題に端を発した事件について、ミシュラ長官はこれまでの同様の事例とは異なる取り扱いを行い、同財団に便宜を図ったかのような結果をもたらしたとされる。また、医科大学設置認可について中央情報局が盗聴により得た情報によれば、裁判所の関与が疑われる発言があったとされ、当時の最高裁長官として問題の有無を明らかにすべきだと指摘されている。

さらにミシュラ長官は中央情報局からの要請にも関わらずシュクラ・アラーハーバード高裁判事に対する調書（First Information Report）作成開始を認めなかったなど、捜査の進展を阻害したとも言われている。

② 法廷の構成問題（事件の割当てについて）

いかなる事件をどの法廷（どの裁判官）に割り当てるのか、という点について、ミシュラ長官がその権限を恣意的に利用したと主張している。4名の裁判官が記者会見において「異なった裁判官に事件を割り振ることが裁判所の効率的かつ規律ある運営にとって重要」と言及したのに対し、ミシュラ長官は政治的な事件を特定の裁判官に割り振っており、最終的に政府にとって都合の良い結果になりがちであるとし、こうした運営は最高裁規則に反したものであると述べている。

③ その他

ミシュラ長官の任期中においても裁判官人事の問題²⁵⁾は解決されず、コレジウムが推薦した高裁判事が政府により任命拒否される事例がみられたほか、ビマ・コレガオン（Bhima Koregaon）事件²⁶⁾においても逮捕者の救済を認めなかった点などを批判している。

(3) ゴゴイ長官

ゴゴイ長官任期中において問題とされる事項のひとつが、政府の関わる事例において証拠又は情報が機密のものとして提出され、訴訟の相手方に共有されないというケースがしばしばみられたことであるとしている。そのうえで、以下をはじめとする複数の事例を問題のあるものとして挙げている。

25) インドにおける最高裁判所および高等裁判所の裁判官人事については

上田知亮「インドにおける政治の司法化と司法の独立」玉田芳史編『政治の司法化と民主化』晃洋書房 2017年

浅野宜之「インドにおける司法権の独立再検討序説：インド憲法第99次改正に関わる動態について」『名古屋大学法政論集』272号 2017年 289-309頁などを参照。

26) 2018年1月マハーラーシュトラ州ビマ・コレガオンにおいて発生したダリットに対するヒンドゥー原理主義者による襲撃事件。

① アッサム国民登録簿事件

ゴイ長官はアッサムにおける国民登録簿の整備を進めるよう中央および州政府に指令を発しており、その整備過程についても裁判所がモニターしている。つまり、司法審査を回避する結果になっており、国民登録簿整備により影響を受ける人にとっては司法的救済を得ることができなくなっていると主張している。

② 憲法第370条問題

ジャンムー・カシミール州に関わる憲法体制は政府により破壊された²⁷⁾とし、そのなかで裁判所は審理を係属させたままで放置し、結果的に政府の行為が既成事実化したと批判している。州全体が外出禁止状態にあったにもかかわらず、裁判所はこの問題を取り上げることもしなかったとして、その消極的姿勢を非難した。また、人身保護問題についても消極的な姿勢であったと指摘した。

③ アヨーディヤー問題

40日間の審理でインド最高裁においてもっとも長く係属されていたとされるアヨーディヤー事件を終結させた判決の中で、係争地をヒンドゥーのものとして認め、その場所にヒンドゥー寺院を建設することを認めた事例であったと概要を述べ、ラーマ寺院の建設は政権与党において主要な選挙公約であった。判決はその選挙公約の実現に道を開くものになる、としている。そして、ラーマ寺院を建設するという事は必然的にマスの解体を伴うとして、最高裁の判断はモスクの破壊に法的な裏付けを与えたことになると批判している。さらに、シャー (A. P. Shah) 元デリー高裁長官の発言²⁸⁾を引用して、判決に疑義を呈している。

27) インドとパキスタンの国境に位置するジャンムー＝カシミール州は、インド、パキスタンの分離独立までは住民の多数はイスラーム教徒でありつつヒンドゥー教徒の藩王が統治する地域であり、いずれの国の領域に入るかが問題となっていた。1947年のパキスタン兵侵入を受けて藩王がインドへの帰属を決定し、憲法上は第370条にもとづく特別な自治権が付与される地域とされた。しかし2019年8月に政府は同条の廃止を定めた大統領令の発出がなされ、同州はジャンムー＝カシミール再編成法にもとづきジャンムー＝カシミール連邦直轄領およびラダック連邦直轄領へと再編成された。さらにこれに反対する動きに対する実力行使もなされたことされるほか、インターネットなどの通信制限も実施された。

「インド首相、カシミールに「新時代」と「自治権剥奪」の正当性主張」 <https://www.bbc.com/japanese/49288321>

28) 「本判決は全会一致 (unanimous) であるが匿名 (anonymous) である。(中略) 判決には116頁にも及ぶ「補足意見」が付されているが、これはヒンドゥーのラーマ神の生誕の地であるという信仰、信条、信頼を示したもので、必要性に疑義がある。(中略) 裁判所は1949年のラーマ像設置や1992年のモスク破壊といった誤った行動を称揚したことになる。これは、公正の概念から外れるものである」

Scroll.in “Justice A. P. Shah: Freedom on unsteady ground, made to doubt whether SC able to protect our rights”

<https://scroll.in/article/952775/> (2021年7月1日アクセス)

④ セクシャルハラスメント、上院議員への任命

女性職員からゴゴイ長官にセクシャルハラスメントを受けていたという告発があり、その後これにともなって告発した女性のみならずその家族も職を追われたとされる問題や、最高裁長官退職後4か月後に上院議員に着任した件などが取り上げられている。後者については多くの法曹関係者などから批判があったとして紹介しており、政府が関連する訴訟において忬度があったのではないかと疑われかねない、などのさまざまな不祥事ともとれる問題の存在を挙げ、批判している。

(4) ボブデ長官

① 市民権法問題

2019年市民権（改正）法²⁹⁾はインドにおいてはじめて宗教を市民権の認定の基礎とするというもので、インドをそれまでの「政教分離国家」から「宗教を（市民権の）基礎とする国家」にするものであるとともに、多くのイスラーム教徒からその市民権を奪うことにもつながるものであったと指摘したうえで、本改正に関連しては60以上もの訴訟が提起され、同改正の執行の停止が請求されたが、最高裁はいずれについても差止めを認めず、さらにこの問題を受理しないよう各高裁に指令を発出したことについて批判している。そしてその後市民権法改正に反対する運動が暴動の標的とされてマイノリティの人々が被害を被ったうえ、同改正に反対していた人々が「非インド国民」とさえ非難されたとして、本件については同改正法を最高裁が差止めるべき問題であったと批判している。

② ロックダウンおよび出稼ぎ労働者の待遇問題

COVID-19感染拡大防止のためのロックダウンにより、多くの出稼ぎ労働者が職を失い、故郷に徒歩などで返らざるをえないという状況も発生してきた。その中で、彼らの権利が侵害された事例（賃金の支払い問題、住居問題など）について訴訟が提起されたにもかかわらず、裁判所は機能せず、救済のための措置をとらなかったとして、次のように述べている。

「COVID-19は世界中に影響を及ぼしたが、飢えと渇きに苦しむ何百万人もの出稼ぎ労働者が徒歩での移動を余儀なくされるという大規模な人道的危機を目の当たりにしたのはインドだけであった。裁判所も提起された公益訴訟を適切に裁くことをせず、政府と同様に無神経であった」

そして、ロークル（Madan Lokur）元最高裁判事の発言なども引用しつつ最高裁判所が人権保障について消極的であったことについて批判している。

以上のように4人の最高裁長官についてブーシャン氏は批判的な意見を述べている。これらの事案のとらえ方については別の観点もありうるものもあるが（COVID-19への対応についてロックダウンのあり方など、意見が分かれうるところではある）、基本的には裁判所、とくに最高裁判

29) <http://egazette.nic.in/WriteReadData/2019/214646.pdf>

所のあるべき姿のひとつを示したうえで現状に対し批判したものであるということができよう。

5 まとめ

今回の裁判所侮辱事件について、判決及び被告人の宣誓供述書の内容を検討した。それらからインド司法の現状を敷衍して言及するのは容易なものではないが、注目されるべき点はいくつかみられたと考える。

まず、なぜ今回のツイートが裁判所侮辱の対象とされたか、である。同様の投稿はほかに見られないわけではなく、政治体制と裁判所との関係性についても、とりたてて問題とされるほどの内容には思われない。

しかし、本件に関しては発言者がブラシャント・ブーシャン氏であったことが耳目を集め、また、裁判所侮辱として扱われる契機となったのではないかと考えられる。元来政権与党に対して批判的であったブーシャン氏の発言だけに、より大きく取り上げられた可能性は否定できない。

佐藤創はその著書において公益訴訟の展開について述べるなかで、イギリスの大権令状に由来する憲法上の管轄権が裁判所自身により強化され、裁判手続きも柔軟化されたことが「司法と裁判官の中立性と信頼を損なう可能性をもつ」と指摘し、法の支配の基礎をも弱めかねないと述べている³⁰⁾。佐藤が司法府のあり方について検討したのは公益訴訟という訴訟形態であるが、裁判所侮辱もまた裁判所の裁量による部分があり、同様の問題として検討を進めることが可能であろう。

そして、ブーシャン氏が「民主主義が破壊され、その中で最高裁は破壊のための役割を果たした」例として挙げたものは、①汚職にかかわるもの、②裁判所の機能不全をもたらしているもの、③人権侵害および国家体制の破壊につながるもの、に類別することができる。もちろん、これらのうち複数に関わる事例もある。①についてはサハラ＝ビルラ事件や医科大学事件が、②については裁判官の任命人事の不調や事件の割当て問題などが、そして③については国民登録簿問題やアヨーディヤー問題、市民権法問題、あるいはロックダウンにともなう人権侵害問題などが挙げられる。

これらの問題が指摘され、それを裁判所侮辱として扱ったことは、裏を返せば裁判所としては扱いたくなかった問題にもかかわるということでもある。これらの問題の中には、現在進行形で情勢が動いているものも存在する。それらの状況については、インド政治における司法府のあり方を考察するうえで、今後も継続して注視されるべきものといえよう。

【付記】本稿は2020年12月5日に開催された関西大学法学研究所第74回総合研究会での研究報告をもとに加筆修正したものである。

30) 佐藤創『試される正義の秤——南アジアの開発と司法——』名古屋大学出版会 2020年 246頁

参考文献（脚注に含まれていないもの）

和文

伊藤正巳『裁判所侮辱の諸問題——アメリカの立法と判例を中心として——』有斐閣 1949年

J. A. G. グリフィス、T. C. ハートレー（共著）浦田賢治、元山健（共訳）『イギリス憲法』三省堂 1987年

孝忠延夫『インド憲法とマイノリティ』法律文化社 2005年

孝忠延夫、浅野宜之『インドの憲法（新版）——「国民国家」の困難性と可能性』関西大学出版部 2018年

英文

Basu, Durga Das *Shorter Constitution of India (15th edition)*, Lexis Nexis, 2018, New Delhi.

Chandrachud, A. *The Informal Constitution: Unwritten Criteria in Selecting Judges for the Supreme Court of India*, Oxford University Press, 2014, New Delhi

Chandrachud, A. *Republic of Rhetoric: Free Speech and the Constitution of India*, Penguin Random House, 2017, New Delhi

Chaudhary, S. et.al. (eds) *The Oxford Handbook of the Indian Constitution*, Oxford University Press, 2016, New Delhi

Gadbois, George *Supreme Court of India: 1950–1989*, Oxford University Press, 2011, New Delhi

Gadbois, George. et.al. *Supreme Court of India: The Beginnings*, Oxford University Press, 2018, New Delhi

Kirpal, B.N. et.al (eds) *Supreme But Not Infallible: Essays in Honour of Supreme Court of India*, Oxford University Press, 2000, New Delhi

Noorani, A.G. *Article 370: A Constitutional History of Jammu and Kashmir*, Oxford University Press, 2014 New Delhi

Singh, Mahendra P. *V. N. Shukla's Constitution of India (12th edition)*, Eastern Book Company, 2013, Lucknow

判例集

All India Reporter (AIR: 2011年までのものについては、関西大学法学研究所所蔵のものを利用した)
Supreme Court Cases (SCC)

India Kanoon (<https://indiankanoon.org/>)

